

事務連絡  
令和3年1月28日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県教育委員会  
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局  
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

### 幼児乗せ自転車の安全な利用に関する情報提供について

日頃より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会において、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、幼児同乗中の自転車の事故について、平成30年11月から事故等原因調査が行われ、このたび、事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられました。報告書の概要は別添①のとおりです。なお、報告書本体は、消費者庁のホームページに掲載されております。

掲載 URL：[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_016/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_016/)

報告書では、幼児乗せ自転車は、保護者と幼児の重要な移動手段である一方、幼児が被災する事故はここ数年減少しておらず、特に走行中の転倒事故に関しては、重大な事故につながるおそれもあるとされております。

幼児同乗中の自転車の事故の発生は、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）への幼児送迎中や幼稚園等の駐輪場停車中に限ったものではありませんが、幼稚園等においては、幼児乗せ自転車が送迎のための重要な移動手段の一つであると考えられるほか、利用者も多く、多様な使用実態があることも踏まえ、幼稚園等において下記の取組が行われるよう、管内市区町村及び各施設・事業者に対し周知をお願いいたします。

なお、消費者庁において、報告書の内容を周知するための資料（別添②）を作成しております。幼稚園等が施設の利用者に情報提供等を行う際に御活用いただけるよう、併せて周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 幼稚園等の利用者に対する情報提供及び注意喚起について

幼児乗せ自転車の、停車中、走行中、押し歩き時の事故、特に幼児の重大な受傷につながるおそれのある転倒事故に関し、報告書の事故情報、使用実態、再発防止策等の内容について、別添①及び別添②を御活用いただき、幼稚園等の利用者に対する情報提供及び注意喚起への御協力をお願いいたします。

### 2. 幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応について

報告書において、幼児乗せ自転車の事故は、停車中の転倒事故が多いことが指摘されています。実際に、報告書作成にあたって消費者安全調査委員会が実施した使用実態調査においても、停車中の転倒事故が観測されています。（上記の報告書本体掲載のHPに、事故の様子を撮影した動画が掲載されております。）

こうした停車中の転倒事故の要因に関して、駐輪、停車場所の傾斜やスタンド下への異物の挟まりについては、それ単体では転倒につながる要因となるほどのものでない場合であっても、他の要因と複合することによって、転倒につながる大きな要因となりうるとされており、幼児乗せ自転車は、停車時でも僅かな傾斜で転倒事故につながる危険性があります。

停止中の転倒を防止するには、例えば、傾斜の影響を受けづらい角度での駐輪区分線等の設定といった方法が考えられます。

また、報告書において指摘されている、幼稚園等の駐輪、停車場所において転倒につながる危険な利用の仕方に対する注意や安全確保の方法について、別添②の「3. 転倒につながる危険はここに」にまとめられておりますので、幼稚園等の利用者に対する情報提供への御協力をお願いいたします。

【本件連絡先】 内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1467 (直通)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)